

平成26年2月 定例会

津山圏域資源循環施設組合議会 2月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について .....	<a href="#">1</a>
議案の送付について .....	<a href="#">3</a>
組合議会運営予定表 .....	<a href="#">4</a>
議事日程 .....	<a href="#">5</a>
会議に付した事件 .....	<a href="#">6</a>
出席・欠席議員 .....	<a href="#">6</a>
出席した説明員 .....	<a href="#">6</a>
出席した事務局職員 .....	<a href="#">6</a>

第1号（1月29日）

開会宣言 .....	<a href="#">7</a>
日程第1 会議録署名議員の指名 .....	<a href="#">7</a>
日程第2 会期の決定 .....	<a href="#">7</a>
日程第3 議案第5号～議案第8号一括上程 .....	<a href="#">7</a>
日程第4 議案質疑及び一般質問 .....	<a href="#">11</a>
閉会宣言 .....	<a href="#">30</a>
会議録署名議員 .....	<a href="#">30</a>
発言通告一覧表 .....	<a href="#">31</a>

津資組第 751 号  
平成26年1月22日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

**津山圏域資源循環施設組合議会 2月定例会の招集について**

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第10号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第 10 号

平成 26 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 29 日（水曜日）午前 10 時 30 分，津山圏域資源循環施設組合議会 2 月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 753 号  
平成26年1月22日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

### 議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

#### 記

- 議案第5号 平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
- 議案第6号 平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）
- 議案第7号 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会設置  
条例を廃止する条例
- 議案第8号 工事請負変更契約について

平成 26 年 1 月 29 日

## 2 月定例組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
1 月 29 日	水	全員協議会（午前 9 時 30 分） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）2 月定例会提出議案について	
		本会議開会（午前 10 時 30 分） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 4 質疑及び一般質問 採決  閉会	

## 平成26年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成26年1月29日(水) 午前10時30分開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 議案第5号 平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計予算<br>議案第6号 平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計補正<br>予算(第2次)<br>議案第7号 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者<br>選定委員会設置条例を廃止する条例<br>議案第8号 工事請負変更契約について |
| 日程第 4 | 議案質疑及び一般質問<br>採決  |

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 5 号～議案第 8 号 一括上程
第 4	議案質疑及び一般質問

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	秋 久 憲 司	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	岡 安 謙 典	〃		10	藤 田 多喜夫	〃	
3	近 藤 吉 一 郎	欠席		11	岡 本 良 市	〃	
4	末 永 弘 之	出席		12	國 政 敏 明	〃	
5	津 本 辰 己	〃		13	井 戸 賢 一	〃	
6	西 野 修 平	〃		14	鷹 取 渡	〃	
7	松 本 義 隆	〃	早退	15	貝阿彌 幸 善	〃	
8	村 田 隆 男	〃		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	会計管理者	坂 手 宏 次
副管理者	山 崎 親 男	事務局長	上 田 輝 昭
〃	水 嶋 淳 治	事務局次長	平 井 清 治
〃	花 房 昭 夫	事務局次長	河 島 邦 生
〃	定 本 一 友	事務局次長	甲 田 勉
〃	大 下 順 正	施設課参事	永 禮 治
		総務課主幹	加 藤 俊 文

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総務課主幹	杉 山 義 和	施設課主幹	松 原 寿 治
総務課主査	金 田 真由美	施設課主幹	内 田 充
総務課主査	山 田 英 敏	施設課主査	松 本 博 巳
総務課主任	家 元 裕 一	施設課主査	松 岡 誠 志

会議場所 津山市役所 議場

## 平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合 2 月定例会

午前 10 時 30 分開会

●議長（西野修平氏）

ご着席を願います。

本日、平成 26 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましてはご多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様でございます。

ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が近藤吉一郎君から出ております。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（西野修平氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、4 番 末永弘之君、12 番 國政敏明君を指名いたします。

### 日程第 2 会期の決定

●議長（西野修平氏）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思ます。

これにご異議はございませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

### 日程第 3 議案第 5 号～議案第 8 号一括上程

●議長（西野修平氏）

次に、日程第 3 に入り、議案第 5 号「平成 26 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」、議案第 6 号「平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 2 次）」、議案第 7 号「津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例」、第 8 号「工事請負変更契約について」を一括上程し、議題といたします。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。



△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

おはようございます。本日ここに平成26年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議案第5号「平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」についてご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、75億9,351万6千円としております。

歳出につきましては、施設建設費・最終処分場建設費及び管理棟建設費、工事の施工監理業務などの経費を計上いたしております。

一方、歳入ではその財源として、構成市町からの分担金、国庫支出金、地方債などを計上いたしております。

第2条では、工業用水ポンプ設備工事費及び管理棟に係る建設費と施工監理業務の債務負担行為3件を計上いたしております。

第3条では、事業の財源として借り入れる地方債の限度額を40億9,180万円と定めております。

第4条では、一時借入金の限度額を65億円と定めております。

次に、議案第6号「平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）」についてご説明申し上げます。

平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）は、事業内容の確定見込み等に伴う所要の補正を行うものでございまして、歳入歳出予算にそれぞれ3億6,091万3千円を追加し、総額を38億9,243万3千円とするものでございます。

また、併せて事業等の進捗状況により、繰越明許費として24億4,500万円を計上いたしております。

なお、議案第5号及び議案第6号の詳細につきましては、後ほど大下副管理者よりご説明をいたします。

次に、議案第7号「津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。津山圏域クリーンセンターの施設建設・運営事業者の選定がなされたことによりまして、委員会としての任務が終了したため、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第8号「工事請負変更契約について」についてご説明申し上げます。津山圏域クリーンセンター敷地造成工事の契約に変更を生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それでは、議案第5号、議案第6号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第5号につきまして、ご説明いたしますので、予算書1ページをご覧くださいと思います。

第1条の歳入歳出予算、75億9,351万6千円としまして、前年度と比較しまして40億6,199万6千円の増となっております。これは、施設建設の工事費、最終処分場の建設費、管理棟の建設費などのインフラ整備費の増加が主な要因となっております。

次に、債務負担につきましてご説明いたしますので、予算書の4ページをご覧くださいと思います。まず工業用水のポンプ設備工事費は、総額8,000万円でございます、平成26年度に計上しております予算額の1,600万円を除きます6,400万円が平成27年度を期間とした限度額となります。

2つめの、管理棟の建設費は、総額5億円でございます、平成26年度に計上いたしております予算額の2億円を除きます3億円が平成27年度を期間とした限度額となります。

3番目の管理棟の施工監理業務委託は、総額1,550万円が平成26年度に計上しております予算額の600万円を除く950万円が平成27年度を期間とした限度額となります。

次に、地方債についてご説明申し上げます。予算書の5ページをご覧くださいと思います。一般廃棄物処理事業費の組合債につきましては、借入限度額を40億9,180万円とするものでございます。

次に、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたしますので、予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

10款「議会費」では64万6千円の計上を行っております。これは、組合議会に係る議員16名の費用弁償などを計上いたしております。

次に、10ページの15款 総務費10目 一般管理費では1億5,025万3千円の計上をいたしております。その主なものといたしましては、1節「報酬」は、嘱託職員3名に係る人件費でございます。

次の13節「委託料」のうち財務事務の委託料150万円につきましては、津山市への事務委託料でございます。19節「負担金補助及び交付金」のうち、職員人件費の負担金1億3,050万円につきましては、人件費として派遣市町に納付するものでございます。

12ページの、10目 監査委員費におきましては、監査委員2名の費用弁償など53万6千円を計上を行っております。

次に13ページの、25款「衛生費」、20目「施設建設費」では73億6,364万8千円を計上いたしております。

8 節「報償費」では、還元施設の検討委員会等の委員報償費を計上いたしております。

14 ページの、13 節「委託料」では、説明欄の通り、津山圏域クリーンセンター施設の建設運営事業監理・事後評価等業務委託 5,775 万円など、9 の業務につきまして計上いたしております。15 節「工事請負費」では、熱回収・リサイクルセンター建設費 56 億 9,158 万 8 千円、最終処分場の建設費 8 億 3,650 万円など 13 事業を計上いたしております。

次に 16 ページの 65 款、10 目「元金」では、償還金の元金 3,742 万 4 千円を、また、15 目「利子」におきましては、償還金の利子及び一時借入金の利子 3,600 万 9 千円を計上いたしております。80 款「予備費」におきましては、前年度同額の 500 万円の計上を行っております。

次に、歳入につきましてご説明いたします。7 ページをご覧くださいと思います。

45 款 10 目「分担金」では、8 億 2,674 万 6 千円を計上いたしております。

次に、50 款、20 目「衛生使用料」では、行政財産使用料 3 千円を計上いたしております。

55 款、15 目「衛生費国庫補助金」では、循環型社会形成推進交付金 26 億 7,493 万 2 千円を計上いたしております。次のページの、80 款、10 目「繰越金」では、1 千円を計上いたしております。85 款、10 目「預金利子」では、これも同様、1 千円を計上いたしております。次の、15 目「雑入」3 万 3 千円は、嘱託職員の雇用保険料控除金でございます。

90 款、25 目「衛生債」では、一般廃棄物処理事業債 40 億 9,180 万円を計上いたしております。以上で、議案第 5 号の、補足説明を終わりました。引き続きまして、議案第 6 号につきまして、補足説明を申し上げますので、補正予算書 の 1 ページをご覧くださいと思います。

第 1 条で歳入歳出、それぞれ 3 億 6,091 万 3 千円を追加いたしまして、総額を 38 億 9,243 万 3 千円とするものでございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明いたしますので、3 ページをご覧くださいと思います。翌年度に繰越して使用出来る経費につきましては、津山圏域クリーンセンター建設事業につきまして、繰越限度額を 24 億 4,500 万円といたしております。

次のページの地方債につきましてご説明いたします。一般廃棄物処理事業費の組合債につきましては、5 億 8,670 万円を追加し借入限度額を 27 億 2,820 万円とするものでございます。

次に、歳出予算の主なものをご説明いたしますので、7 ページをご覧くださいと思います。25 款 20 目「施設建設費」では、3 億 700 万円を増額し、その内訳といたしましては、13 節「委託料」では、事業実施の見込みによりまして「敷地造成工事に伴う施工監理業務」について 700 万円を増額するものでございます。15 節の「工事請負費」では、「敷地造成工事」の事業実施の見込みによりまして 3 億円を増額するものでございます。80 款「予備費」では、5,391 万 3 千円を増額を行っております。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので 6 ページをご覧くださいと思います。50 款、20 目「衛生使用料」におきましては、行政財産の使用料 3 千円を追加いたしており

ます。55 款、15 目「衛生費国庫補助金」では、循環型社会形成推進交付金 2 億 7,961 万 8 千円を交付決定に伴いまして、減額をいたしております。80 款、「繰越金」では、前年度の繰越金の残額 5,382 万 8 千円を増額いたしております。90 款、25 目「衛生債」におきましては、一般廃棄物の処理事業債 5 億 8,670 万円を事業内容の実施見込みに伴いまして増額をいたしております。以上で補足説明を終わります。

●議長（西野修平氏）

提案理由の補足説明は終わりました。

#### 日程第 4 議案質疑及び一般質問

●議長（西野修平氏）

これより日程第 4 に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。

それでは、お手元に配布した発言通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。

△ 4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4 番、末永弘之君、登壇。

△ 4 番（末永弘之氏）〔登壇〕

通告に基づいて、質問いたしますが、通告の 3 にあります周辺整備と環境保全については、後で質問する藤田議員と重複しましたので今回省かせていただきます。

議案 6 号補正予算関係、8 号工事請負関係などに関係して質問いたします。わかりやすい、再質問がある意味では不必要だと、こういう答弁をまず期待をしておきます。早いもので、宮地さんが管理者になって 4 年が来ます。4 年前の 2010 年 1 月という月は、桑山さんの一期目の最後の議会でした。津山圏域資源循環施設組合にとっては、領家で建設予定地を決定して、土地を購入するという極めて重大な事態が生まれた時であります。後で触れますけれども、私にとっては忘れることのできない重大な出来事があった時です。この出来事が、ある意味では宮地さんが市長に当選し、管理者になってくるといふ大きな作用を作り出した。このように思っております。

さて、前置きはその程度にして、まず、議案 6 号及び 8 号についてですが、ここに来て、今なんで、工事工期を 9 月 30 日まで 6 ヶ月も延期をするのか、明らかにしてください。6 ヶ月も工事が延期されるということは、普通ではありえません。しかも、3 億円もの工事代金を追加してまで、延期は通常ならありえないことでもあります。いったい、何があって工事代金が 3 億円も追加する必要があるのか、大いに疑問です。ここまで遅れてきた原因、新たに工事が追加、必要となった理由をわかりやすく答弁してください。

そして、もう一点。このままでは、新クリーンセンターの稼働とされていた平成 27 年 12 月という目標が変更をせざるを得なくなる。このように思えて仕方がありませんが、その点はどのように考えておりますか。先程行われた全員協議会でいくつか資料も見せてもらい説明も聞きましたが、私にはどうしても腑に落ちません。腑に落ちるように答弁してく

ださい。

次に、過去、何回か質問したことと関係します。ここで、これも全協の説明にもありました。工事の遅れの原因の一つになっていると言われております汚染された土壌、ヒ素と鉛が環境基準を超えていた課題。桑山さんの時代は安全だと称し産廃ではない、異物だと主張していました。そして、宮地さんになって桑山さんのやったことを検証して、土地を購入されているという事実の上に立って土地を買われているからには、領家で事業推進をやるということを決めました。しかしその内容を検証していくということで土壌の再調査も検証の一つになりました。大量の産廃が混入していた事と関係して、普通は、ヒ素や鉛は空気にさらされ時間が経過すれば薄れる、還元される、こういうふうになっておりますが、領家の場合は、専門家の意見として自然由来のヒ素・鉛に、産廃が混入し毒物を誘発した危惧が指摘されました。元々自然由来のヒ素・鉛は環境基準を超えてあそこに存在しており大量の産廃が埋められていると、何回も指摘をしたところですけども、前管理者桑山さんは、その土地を安全だと宣言して購入したわけです。その点では、前管理者桑山さんの責任は大きい。この有害物質の調査と安全対策費などでいくらの費用がかかったのか教えて下さい。

次に、最終処分場の建設、約 14 億 5 千万円の工事についてですが、入札が不調という、できなかったわけです。入札参加者がゼロ。この原因をどのように分析されて今後どういう対策を講じますか、教えてください。一般的には、14 億 5 千万円の工事ですから、業者から見れば、喉から手が出るほど欲しい仕事と思えますが、全国的な潮流として、国の施策で耐震工事などが大量に発注され公共事業が一気に増やされ、建設業界を中心として、技術者不足、仕事をする人夫不足などの現象があると言われておりますが、本当にそうなのかどうか教えてください。

私が耳にするのは、今、行っております株式会社大本組・平井組・平田コーポレーションのいわゆる特定建設工事共同企業体が造成工事をしている真ただ中で、新たな別の工事をやるということについては、なかなかしんどいんじゃないかと。こういう声が耳に入ります。どうなんでしょうか？

工事用の仮設道路のあり方、稼働後のパッカー車などの正式な進入路など、道路設計で以前指摘をしたことがあります。保安林の解除と関係して、どちらかという、保安林を少しだけ解除してそこに道路を作れば、今、起こっているような、いわゆる工事中に土砂が崩れたり、その補強工事で余分な仕事をする。こういう現象はなかったのではないかと考えて仕方ありません。先程、全員協議会で写真が配られました。大きなコンクリの壁です。あの右側にある山林、あれが保安林です。あの保安林を少しだけ切り取っとたら、あの膨大なコンクリはいらなかった。土砂が崩れなかったと言わなきゃいけません。

これも前管理者の責任とも思いますが、保安林がすぐ解除できるからというので領家を決めました。なんべんも言うてきました。保安林が問題になった時に、前管理者の時代は、保安林が解除出来ないところはこの時点で予定地から外すとまで決めました、適地

選定委員会は。にも関わらず、保安林が解除出来ないということで、今の道路線形が生まれて工事中に道路が崩れたと、こういうことになってしまったと思っております。

そして、気になりますのは、最終処分場の入札に先程言いました、業者がいなかった。実は、技術者の配置に困ったり人夫不足もありますが、先程も言いました造成工事が終わっていない段階で、他の業者が仕事にかかるというのは困難がある。他の業者がユンボをそこにおいているのに、新たに自分たちが仕事をそこでやっていくというのはやりにくい。工事用の進入路もどうもお互いが通行し合うわけで、なかなか難しい。更に熱回収施設工事、日立グループが、そろそろ、全協でも説明聞きました、現場での仕事にかかる、そういう時期です。こういった複雑な工事工程が絡み合ってきて、造成工事でジョイントの内容での仕事、下請けのあり方、そして、最終処分場の下請け業者のあり方、など、極めて複雑に絡んで応札がゼロ。これではないかと思っておりますが、その実態と真実はどこにあるのでしょうか、お尋ねいたします。

造成工事に関係して、もう一点。ご承知のように、最初入札が不調に終わったために、二ヶ月近く入札が遅れた。そして、落札業者が決まった段階で、いわゆる土壌汚染について、調査のあり方や調査をする専門業者など決めていくというのは、いわゆる造成工事の工事の中で決めていくということで検証の結果になってきたわけです。これを今回工期の遅れの原因の一つに加えることはおかしいと言わなきゃいけません。最初の不調に終わったときの入札条件と、二ヶ月も遅れて行った入札の工期の条件が同じ。ここに元々無理があったんじゃないかと思えて仕方ありませんが、以上お答えをいただきたいと思えます。登壇での質問を終わります。

●議長 西野修平氏

管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

末永議員の質問にお答えをいたします。平成 27 年 12 月稼働という目標が変更せざるを得なくなると思うが、その点はどのように考えているのかとお尋ねでございます。

本体施設につきましては、本年 4 月 1 日に工事に着手する予定で準備を進めておりまして、平成 27 年 10 月末には火入れ式を行い稼働が可能な状況となると、このように思っております。これによりまして、平成 27 年 11 月末には、圏域のごみの受け入れを行いまして、平成 27 年 12 月の稼働は可能だと、このように考えておるところでございます。他の質問事項につきましては、副管理者及び事務局長の方から答弁をさせていただきたいと思います。以上でございます。

●議長 西野修平氏

はい。副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

4 点のご質問に順次、お答えをさせていただきます。まず最初に、最終処分場の入札に参加業者がゼロであったと。この原因をどのように分析して、どのように対策を講じてい

くのかと。こういったお尋ねにお答えをさせていただきます。

最初に入札が不調に終わった要因につきましては、全国的な傾向でありまして、技術者の不足に加えまして、資材、人件費の高騰ではないかと、このように考えております。そのため、今回は、会社や技術者の実績等と、それから金額を評価するいわゆる総合評価方式、これを採用いたしました。しかし今回は、参加資格要件を満たしておればですね、価格のみの競争となるように変更いたしまして、より参加しやすい条件といたしております。

また、資材の単価等につきましては、できる限り直近の資料に基づきまして、設計金額を算出し再入札を行いたいと、このように考えております。

2点目でございますが、建設業界を中心として、技術者不足、仕事をする人夫不足などの現象があると、言われているが、本当にそうなのか。こういったご質問でございます。

津山市内におきましても、小中学校の耐震工事等の公共工事が行われております。また、民間の工事も増加いたしておりまして、そういった観点から技術者、職人の不足が生じていると、このようにお聞きをいたしております。

3点目のご質問でございます。極めて複雑に絡んで応札がゼロになったのではないかと、そのように聞くが、その真実はとのお尋ねでございます。

最終処分場の工事につきましては、段階確認検査を行いまして、大本JVの施工範囲である掘削の完了を組合で確認検査しまして、引き渡しを受けた後に、最終処分場の落札業者が現場に入ります。従いまして、そのような状態にならないというように考えております。いずれにいたしましても、可能な限り対策を講じながら、適正な入札準備を進めまして、早急に施工業者を決定してまいりたいとこのように考えております。

最後のご質問でございます。最初の不調に終わったときの入札条件と、二ヶ月も遅れて行った入札工事とが同じ工事期間であったのか。こういったお尋ねでございます。

造成工事において入札不調はありましたが、本体の施設工事を予定どおり着手するまでの工期の確保は、順調にいけば可能と考えまして工期の修正は行いませんでした。今回、造成工事の全体といたしましては、6カ月の工期延長を見込んでおりますが、本体施設の敷地の整備につきましては、十分に工程の調整を行いまして計画どおり平成27年12月の稼働に影響を及ぼさないよう工事を進めてまいりたいと、このように考えております。以上であります。

●議長（西野修平氏）

上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

それでは私からも4点のご質問にお答えをさせていただきます。工事期間を9月30日までの6ヶ月も延期するのかとのお尋ねでございます。

まず、残土処理地の不良土につきまして、土質試験、改良、地元説明などの対策工事の期間。次に地元及び事業地近隣の方々への説明、調整が不足だったことにより、施工を見合わせた期間。次に作業用道路の崩落によります復旧に要する期間。次に擁壁及び調整池

基礎部などの重要な構造物の支持地盤の不良箇所対策工事に要する期間。次に 1 号調整池周辺の、民家に極めて近いということで、騒音、振動などの配慮をした慎重な工事を努めたこと、これらの当初に設計していなかった事項に加えまして、今後、本体施設、最終処分場建設工事との現場が輻輳するなか、安全な工事をするための期間をみまして 9 月 30 日まで工期を延期お願いするものでございます。

次にここまで遅れてきた原因、新たに工事費を追加しなくてはならない理由はとのお尋ねでございます。

まず、擁壁及び調整池基礎部などの重要な構造物の支持地盤を確保するため、改良材の種類及び添加量の変更をいたしたものでございます。次に掘削して再発した土を造成盛土として、池の堤体の鋼土、雑土、構造物の埋め戻土などに流用して使用する際、工事工程に応じて仮置きが必要になり、その積み込み運搬が必要となったことでございます。次に幹線道路の埃などが多大なため、近隣住民からその対策を求められ、当初碎石路盤から変更でアスファルト合材の入った路盤に変更する必要が生じたことでございます。次に伐採木は場内に仮置きして、その後、有効再利用する計画で工事を発注いたしておりましたが、盛土の仮置き場が必要な工事状況となり、事業地外に運搬処分をしなければならなくなったことが起因するものでございます。なお、残土処理の不良土対策、各種土質試験費などの費用も見込んでおります。これらは、測量、設計を行った当時は、現地に立ち入り必要箇所です十分な土壌サンプリングができる状況ではなく、その性状を調査できなかった事が主な要因であったことをご理解いただきたいと思います。

次にこの有害物質の調査と安全対策などでいくらの費用がかかったのかとのお尋ねでございます。全体で約 1,300 万円を見込んでおります。

最後でございます。保安林を少しだけ解除して、そこを道路として使用できる措置ができておれば、道路建設中に土砂が崩れたり、その補強工事で余分な仕事をするのがなかったのではないかとのお尋ねでございます。

保安林につきましては、見直しによる施設規模の縮小及び事業スケジュールなどを考慮いたしまして、それまで進めていた一部解除及び位置修正作業を改め、最小限必要な伐採の届け及び保安林内作業許可を受けて、作業を現在行っております。また、工事中の工事用道路の路肩崩壊は、秋の長雨で岩盤の亀裂に雨水が回って生じたものでございます。こうしたことは、大規模な土木工事では、どの地点でも起きうる可能性がありますので、今後も細心の注意を払い、事故がないよう工事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

●議長（西野修平氏）

4 番。末永弘之君。

△4 番（末永弘之氏）

答弁を聞きました。あっさりお尋ねします。平成 27 年 10 月には火入れ式を行うと。11 月には新クリーンセンターでゴミの受け入れを行うと。予定通り 12 月の稼働だと、こうい



う答弁ですね。出来ると言ようのに私は逆らうことはできませんし、逆らう必要はないのはようわかっとるんです。しかし、造成工事だけでも半年も工期を延長する。それでも、稼働はできる。ここはちょっとわかりにくいんですね。あっさり聞くんです。ともかくいろんな工事は残るけれども、ごみだけは燃やすんですと。工事中であろうとなんだろうと、ごみには火をつけるんですと。あっさり言うたら、そういうふう理解したらええんか、もういっぺん答弁してください。

遅れた原因について答弁を聞きました。元々想定内の出来事を想定外にして、結果として業者の責任を含めて皆かぶってしまったという感じがしております。業者の責任をゼロにして、傷をつけないで、全額、金額を上げて工事をする。まあ言葉が悪いかもしれませんが、いたりつくせり、こういう感じです。そういう仕事を保証していいのかという疑問が残るんです。工事延長と金額の増加、これがそこに疑問があると指摘しておきます。

例えば、造成工事の初期の段階で、業者が切つてはいけな場所の樹木を切った。これが先程言った幹線道路との絡みなども絡んで多少くるわけですね。一部ですが、土砂を取り除いた、そういうことがあって、地元の推進派・町内会から抗議を受けて、工事が中断したというトラブルがあったと。こういうことを聞いとるわけです。その遅れた原因が、やっぱり業者の責任と言わなきゃいけないのが、全然そういうことは、責任はとらそうとしてない。このあたりの見解をどう思うか教えてください。

汚染された土壌の調査、安全化対策として 1,300 万円を見込んだと答弁でした。前管理者は産廃ではありません、異物です。ヒ素や鉛は調査して安全ですと称してきたわけです。その点では前管理者桑山さんに、金銭的にも重大な責任があると、私は思っております。1,300 万円は支払ってもらわなければならない。管理者はどう思いますか、教えてください。

最終処分場の入札不調との関係。再入札をするという方式を聞きました。全国共通としての、技術者不足、資材の高騰などいくつか原因があるのは事実だろうと思いますが、その原因がわからなくはありませんが、登壇でも言いましたように、現場の複雑な業者の関係がやっぱりあると、共同企業体との話し合いなども答弁を頂きました。大丈夫ですと、こういう答弁だったんですけれども、どうもね、私は造成工事をしている業者と、例えば最終処分場のピットを掘る業者、同じような機械を使うわけでしょう。掘らんようになってしもうてみ、何にものうなってしもうてから入札するんならわかりますよ。おる段階で入札するわけですから、複雑に絡んでくるんかなと、こういう気持ちが私にはしてるわけで、まあ心配せんでも噂じゃけんええがいにくいという答弁のようでしたけれども、どうもそここのところが機械や人がその現場におるとい状況が私は残ると思う。しかも半年工期を延ばすわけですから。現場で機械を動かしている業者、関連する企業体の人でないと、中々、仕事が取れない、こういうような関係が生まれるのではないかと思います、どう思われますか、お尋ねいたします。

●議長（西野修平氏）

管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

今、4点の再質問があったように思います。まず、最初でございますけれども、いろんな工事は残っても、ごみだけは受け入れて燃えるようにする。その他、炉以外の工事は、完成へ向けて燃やしながらかつてやるという意味かと、こういうお尋ねでございます。

ご指摘のとおり、平成27年12月からは、施設を稼働しながら、施設周辺の外構工事等を行ってまいろうと、こういうふうを考えています。

次に前管理者に、金銭的に重大な責任がある。1,300万円は支払ってもらわなければならないと思うが、いかがかと。こういうお尋ねでございます。

実は私は、市長選挙の前に、報道関係者の方から土地の取得について、いつが良いのかと、こういう質問をいただいたわけでございますけれども、その時に、近々市長選挙があるんだから、その信任を受けた市長が改めて考えるべきだと、こういうふうにお話をした経緯がございます。そういう意味から言いますと、非常にこの用地の取得の時期等については、私自身が納得をしております。このことについては、私自身も色んな思いがございますけれども、前管理者に責任は問えるかどうか、このことについてはですね、弁護士と相談のうえ対処してまいらなければならないと。こういうふうにご尋ねのとこでございます。

次に機械や人が、そこの現場にいる状況では、現場で機械を動かしている業者、関連する企業体でないと、中々、仕事をとるといふ気にはなれないと言われていたけれども、そのあたりをどう思い、どう対応するのかとお尋ねです。

これにつきましては、大下副管理者の答弁と同内容になりますけれども、最終処分場工事については、段階確認検査を行いまして、大本JVの施工範囲である掘削の完了を組合で確認検査し引き渡しを受けた後、最終処分場落札業者が現場に入りますので、そのような状況にはならないのではないかと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい、平井事務局次長。

△事務局（平井事務局次長）

私の方からは一点お答えをいたします。地元の推進派・町内会から抗議を受けて、工事が中断したというトラブルもあったと聞きますが、どんな様子で、遅れた原因の一つになるのではないかと、そのあたりの見解はとのお尋ねですが、造成工事の中で、作業道路を設置するにあたり、十分な説明ができていないまま、辰尾池周辺の樹木を伐採したことが、結果として工事が遅れた原因の一つとなったと考えております。このことは、これまで組合が地元の方々に説明してきた景観、環境に配慮した計画、工事を行うという事業趣旨を請負業者に、十分説明できていなかったことによるものと深く反省をしております。

当時は、不良土対策などで、少しずつ工期に遅れを生じ、工事を急ぐあまり細かな調整がおろそかとなっていました。その後は同様のことがないよう、定期的あるいは事あるごとに関係者と工程、作業内容の説明会を設け、工事を進めております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まず、終わりの方から再々質問になりますが、お尋ねしますが、どうもすっきりとせんのです。あなた方の説明が不足したから、業者が間違えて木を切ったというように聞こえた訳ですね。そういうように答弁したんだろと思うんです。設計図だとか、釈迦に説法ですよ。受けた業者が何をどこにすればええかとかはわかりきったと言わにやいけんのですよ。確かに細かい説明があるでしょ。そのくらいのことはわかりますが、根本的なところで間違えたことをしたら、説明が不足じゃ、私はどうも納得できん。こういうふうに述べておかなきゃいけんと思うんです。すなわち工事が遅れてきた原因は、いくつかの要因があると思います。大きく分けたら、行政そのものの責任。自然発生的な責任。請負った業者の責任。その他あるかもしれません。今回、6ヶ月工期を延ばして、気になるのは3億のお金をつけたということ。これらが混然一体として、全て、言葉が違いますけれども、市民の税金で賄うんじゃと、もう遅れとんじゃけんしょうがないがな、工期延ばさにやいけんがなと。こういうふうにししか聞こえんのです。やっぱりそれぞれ一つ一つの責任を分析して、例えば1,300万が良い例ですよ。1,300万もろてくるけん、予算の中へちょっと、給付金にするんかなんか知らんけど書いとったら、それで事が終わるんでは。こういうふうにして仕方がないということ、まず指摘をしておきます。

答弁の中に、残土処理の不良土の取り除きという答弁が繰り返されております。確かに予想外も少しはあったと思うんですけれども、率直に言って、無茶なことを言うてはいけんと言わなきゃいけんのです。土壤汚染問題については、登壇でも言いました。桑山前管理者が、安全だと土地を購入していた。その前後、前も含めて、土地購入問題、宮地さんに市長が変わって、宮地さんが市長としてこれは検証をしたんですね。管理者じゃなかろう。その結果、最終的に専門官に依頼して、再度、土壤調査をするということで検証が生きたものになったわけです。そして、再度、専門官に調査してもらったら、登壇で言いましたように、自然由来のヒ素・鉛に有害物質すなわち産廃が加わって誘発されて環境基準を超える数値が出た。こうなったわけです。その汚染された土壌を取り除く、安全対策を講じるという予算を、造成工事の一部として、造成工事よりも早く行うという方法が当時とられたわけです。すなわち、これは想定内なんです。ここは。悪い土地を取り除くというのは想定内で予算下の中にあった。それを今更、遅れた原因にもってきたらいけんと言っとるんです。そういうふうにしてね、遅れの原因がいくつかあるのを、一つにまとめてしまふところに無理がある。こういうふうにして仕方がないんです。専門官に依頼して、

安全化を目指してきた。汚染された土壌の改良などの対策は想定内だった。確かに多少のやり方が変わってきたので、多少の変わりはあるけれども、それにしても金額で言ったら、3億のうち何ぼか知りませんが、1,300万の中に全部入るんかもしれません。そういうような事が全部見込まれて、造成工事が発注されたんですから、どうもその言い訳のようなところは成り立たんと思えて仕方ありません。どう思いますか？

不適切なものを取り除いたのであれば、いつ、誰が、土壌の調査をしても、環境基準を超えての不純物は出て来んのです。桑山さんが不純物取り除いたと言うなら出てこんのです。ところが出て来たんですから、取り除いてはいなかったと結論づけるべきなんです。そして、いつまでも、弁護士と相談する、弁護士、弁護士じゃなくって、管理者としての英断が最優先なんです。弁護士法をご存知なんでしょ。依頼された人の立場に立って依頼された人の利益を守るのが弁護士の使命なんですよ。弁護士が行政を指導するようになってらんのですよ、使命では。あなた方の英断が足らんからおかしいんですよ。1,300万ぐらいもろうてくりゃええがな。あんたが安全じゃ言うて買うて1,300万必要になったんじゃけん、余分な金を使うたんじゃけん出しなさい言うて簡単なことですがな。そんなことでいちいち弁護士に相談することはないがな。あんた方でやらにやあいけんし。管理者が答弁したように、土地を買うたこと自体に、私も疑問に思うてきたんでしようがな。あの時あそこで見ようったでしょう、この様子を。思い出してみなさい。依頼者の覚悟・方針を決めて、弁護士に相談してください。どうされますか。

さて、1,300万と絡んで、エナとの契約書、時間が気になりますから、はしよりますけども、第8条、関係者から異議が申し出されたらどうするか。第10条、協定に定めてないことが起こったらどうするか。第11条、瑕疵責任は瑕疵担保としてどうするか。ここらあたりを研究したら、前管理者もさることながら、元地権者、株式会社エナにも支払ってもらうべき、こう思うんですが、どうですか。

●議長（西野修平氏）

管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

汚染土壌の改良などの対策は想定内ということで決められてから、造成工事を発注したのではないかとのことのご指摘でございます。

残土処理地につきましては、事業地への進入道路箇所並びに調整池建設位置にあたりまして、早期に着手する必要がある箇所でございますので、他の作業に大きな影響を与えることとなったわけでございます。このため、不良土の袋詰めに早期に着手するとともに、環境科学の専門家による住民説明会を開くなどの対策を講じたわけでございますが、想定していなかった日数を要することになったところでございます。また、組合が、これまでに法に準拠して行った土壌調査におきましては、環境基準を超える物質はございませんで、安全を確認しており、このような事態を想定していなかったことも同様に考えております。

次に依頼者の覚悟・方針を決めてから弁護士に依頼すべきだと、こういうご指摘ござ

います。工事にあたっての土壌調査の試料採取では、環境科学の専門家に立会っていただきまして、不適切なものは取り除かれていたことを確認していただいております。また、不純物は廃棄物の混入で溶け出し易くなっていたと、このように考えておりますけれども、環境基準を超えた数値はわずかでございまして、空気にゆっくり触れさせるだけでも普通の土に戻り濃度として問題にならないレベルとも聞いております。こうした状況で、前管理者に責任を問えるかどうかは、繰り返しになりますけれども、弁護士と相談を行わないと、なかなか判断しかねると、このように考えております。

次にエナとの契約書、第8条、第10条、第11条などの約束において、地権者の株式会社エナに支払ってもらうということも考えてはどうかと、こういうこととございます。

これにつきましても、同様に弁護士と相談のうえ対処してまいりたいと、このように考えております。重ねて申し上げますけれども、私自身といたしましては、何らかのですね、責任があるというふうには理解をいたしております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

工事が遅れてきた原因、あるいは土質調査、土壌調査等の答弁をいただき、前管理者あるいは元地権者に必要なお金を払ってもらえということでも答弁いただいたわけです。

土壌調査に関係して、答弁で、ちょっと時期が違うことを言われてるんだろうとは思いますが、不適切な物は取り除かれていたことを確認したということが二度繰り返されたんですね。取り除いたら、宮地さんが、管理者になって検証して専門官に調査してもらって、答弁では、ごく僅かではないとは言いたけれども、いずれにしても環境基準を超えたヒ素・鉛が見つかった。取り除いたら、こんなことにはならないのです。答弁にもありました、私も言いました。ヒ素や鉛は空気中に置いたら、自然に溶けてしまうという物質じゃというふうに言われとんでしょ。それに検証の中でやった科学者は、産廃というものは誘発した恐れがあるという指摘をしたわけでしょう。これらが全部取り除いたら、答弁で言ように、出てこんのです。失礼ですが、わかっと思っておりますけど、前管理者が取り除いたと言うがなというぐらいならわかるけど、取り除いたけん大丈夫じゃということには成り立たんと、こう言っておかなきゃいけません。前任者が環境基準を超える物質はない。安全を確認した。このような事態になると思わなかった。こういうことになると思っております。前任者の言い分は、領家の土地は、ヒ素や鉛、異物、これは産廃なんですけども、汚染されていないとしたわけです。

結果としては、汚染されていて、1,300万の対策費を含めたお金がいったわけです。すなわち、途中どんな経過があろうと、どうあろうと安全ではなかった領家の土地なんです。ここから出発せにやいけんでしょうがな。桑山さんが安全じゃけんええんじゃということ

にはならんでしょうがな。こう言っとなです。どう思いますか。端的に今の時点で考え方をもういっぺん答えてください。

更に、造成との仕事の関係でお尋ねいたします。全協とか本会議の答弁でもちょっと出てきましたけれども、熱回収施設の日立さんが、本格的に4月から工事を始めると。火入れ式を27年10月、11月にしようと思えば、まず何よりもごみを溜めるピットの工事をせにゃいけんですよ。大きな物です。すなわち、造成の仕事が行われていても、最終処分場の事は別としても、ここでは平行して仕事が入ってくるわけです。基本的には、違う業者が現場に入って仕事をするということになります。現地を歩いてみても、かなりそこには無理が生じる。そのように思います。その点では、工期が遅れようとも造成が完全に終わってしまってから、日立さんも入ってくる。これが1番理想だと思うんです。しかしそれをしようとしたんでは、27年10月の火入れが出来んがなと。こうなるから、火入れに必要なピットからまず、熱回収工事をしようじゃないかと。そこがダブりますがなと、こうなっとなです。そうなってくると、今のままでは、業者間のトラブルは、答弁で言うたように上手くいかない。むしろ混乱が起こる、こう考えます。どうでしょうか。

造成工事に関係する業者が完全に現場におらんようになるという状況にはならんのです。ここではね。日立さんの熱回収工事では。最終処分場のはこっちに置いときましょう。そうなるかもしれません。今のままでいくと、率直に言って、仮定の仮定ですけれども、特別な業者に下請けをしてもらうということが想定出来てしまうじゃありませんか。随意契約のようなことになってしまいうんじゃありませんか、そこらは。どう思いますか。はっきりさせてください。

管理者、先程も言いました。4年前を、土地購入を決めた議会、思い出してください。前管理者がどんな姑息で、いやらしい手口を使ったんか、私は今でも絶対に忘れることは出来ない、生涯の汚点の一つなんです。当時、あなたも、その時の臨時会を傍聴しておったんです。まだ、市長選挙に打って出るか出ないか、明確にしていなかった時期だったんです。1月臨時会の議案が配布されて、4億5千万円の土地買収費が提案された。なぜ5億なんかと、土地鑑定書。2つの会社の鑑定書。提出をして、説明を事前に求めたんです。今日おられる松本議員も求めました。辞められた秋山議員も求めた、私も当然求めたんです。見せん。鑑定書は出さんと言いつたんです。そして、本会議を迎えたわけです。私は、馬鹿正直だから、頭の中で、そのお金を議決する議員さん、この根拠になっている鑑定書すら見せもしない。こんな当局の言う事を聞いて土地を購入するわけにいきませんでと。議長少なくとも、休憩にして鑑定書を出させましよう。それまで議事を止めてくださいという原稿を作って用意してここへ来たんです。わかりますか？一生懸命だった。まじめに徹夜してでも原稿を作った。方法を考えた。ところが、本会議が始まる30分前の全協で「はい、配ります」と言ってひゅや一っと配ってしもうた。この姑息な手段、生涯忘れません。配ったものを、配ってないがなと、質問書は書いとなですから、どないにもならん。見ましたけど、いう質問に変わったら迫力がない、全く問題にならなんだ。これが

多数決で決めた領家の土地買収の最終的な議決の日の出来事なんですよ。桑山氏は本会議直前になって鑑定書を議員に配布してきた。30分足らずだったと思います。事態を全く逆転させてしまったわけです。私の質問もこれで終わり。ジ、エンド。幻の原稿になったんです。急ぎよ、鑑定書を見て30分足らずで、さすがに分析する力はゼロ。全く桑山さんの言うがまま。せめて、あまりにも酷いですよって言うて反対しただけ。これ、結果的に裁判になっとなんですけどね。これはどうなるかわかりません。異常な議決だと私は思うんです。それでも正しい土地で土地を購入して、ええがいにいきよんじゃと思いますか？管理者、どう思いますか、教えてください。

●議長（西野修平氏）

はい、管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

それでは、まず第1点目の問題です。領家の土地は汚染されていないと言われておったけれども、結果としては汚染をされていたということでございます。すなわち安全ではなかったと領家の土地はなっておりますけど、どう思うか。とのお尋ねでございますが、本除去した調査では、安全性が確認されており、より丁寧な調査により、環境基準を僅かに超えたものでございますけれども、環境科学の専門家からは、通常では問題とならないレベルだと、このようにも聞いておるところでございます。

それからもう1点でございますけれども、1月臨時会は、異常な議決ではなかったか。それでも、正しい措置で土地を購入したと思うかとのお尋ねでございます。

土地の買収につきましては、津山市長として行いました検証でも報告しておりますように、議会議決を始め所定の手続きを経て執行されているのが事実でございますが、市長選挙直前の強行取得については、先程も多少触れましたけれども、私は不適切であったと、このように考えております。特に、質問にありました1月臨時議会は、私も確かに傍聴いたしておりましたけれども、手法については、適切なものではなかったと、このように認識をいたしておるところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい、大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

今のような状態ですと、特定の業者に下請けをしてもらおうという事態が生まれえないのか。つまり随意契約のようになるのではないのか、こういったお尋ねでございます。

現在、造成の工事業者でございます大本組JVと本体施設の工事業者でございます日立造船JVとの間で工事調整というものを密に行っております。造成工事では、本体施設でございます、熱回収施設・リサイクル施設の用地を優先して実施いたしておりまして、全ての造成工事が終わらなくても4月からは本体施設工事に着手する、こういった予定にいたしております。下請け業者につきましては、元請け業者が選定を行いまして、組合が承認するかたちとなります。多くの工事が輻輳することから、工事の調整会議におきまして

も、互いに協力するよう要請すると共に調整を図ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

これ最後になると思いますけど、終わったあと、もういっぺん最後、ちょっと討論のようなことをさせていただきますから、もういっぺん…。

●議長（西野修平氏）

なるべく早めをお願いします。

△4番（末永弘之氏）

はい。まず、答弁、再々々質問ぐらいになるんですが、どうもね、すっきりせんのです。確かに土壤調査の結果、数値とすれば問題ではないという課題が提示されとるのは事実なんです。私は、今日質問しとるのは、土壤が汚染されとるんじゃないかという視点じゃない。それは安全にするために、調査するためにお金を使うたでしようがなと言よんです。それは3億追加するうちの一つでしようがなと。だったら、安全だと主張して土地を購入しておった。しかも管理者答弁があったような経過の中で買った。だったら安全でなかったんだからそこからもらえとこう言っとなです。もういっぺん答えてください。

更に元地権者の株式会社エナ。汚染された土壤の取り除き、安全処理に必要な費用、これの五分五分か何分かは別として請求してもらいたい、しなきゃいけん。契約書の第11条。本件土地に隠されたる瑕疵が発見されたら民法570条の規定に従う。とされとんです。この570条で、少しは、複雑な解釈もあるようですけども、ストレートに言っしもうたら、汚染された土壤が、隠されたる瑕疵、この中に入ってしまったら、もう請求できるんですよ。こんなことを弁護士と相談せんでも、管理者の判断で出来ると私は言っとなです。支払いを求められると思いますが、求めて下さいということも含めて、もういっぺん答えてください。

さて、総論ですね。現場では、今日やり取りがあったように、いろんな経過や、いろんな課題が提起されて、歩いてみても、遠くから見てみても、現場は仕事がつともやりにくい。安全性もなかなか確保しにくい。谷あり、山あり、田あり、埋めたり、戻したり、いろんな事があるわけ。道路も思うようにつきません。保安林の関係もあります。結果論として、管理者、領家は適地ではなかったと、こう断定すべきだと思いますが、どう思いますか。

●議長（西野修平氏）

管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

領家は、適地ではなかったと、こういうことを言うべきではないかというご質問でございますが、これにつきましては、私のこの立場でなかなか言うのは難しいんですけど…。



〔「遠慮しなさんな。」と呼ぶ者あり。〕

△管理者（宮地昭範氏）

正直言いますと、いろんな思いがあるんですけども、今日このような形で事業が進んでおると、こういう現状の中で、今から私が議員の言われるような形を、「そうです。」と「議員と同じです。」という事がね、言えないということの一つご理解いただきたいと、このように思います。もうそれ以上、なかなか難しいですな、答弁はね。

それから工事代金の件ですね。これについてもね、末永議員が従来から言っておられることは、私は間違いじゃないと理解しております。ただこれもね、今から議員の言われる通りだと、こういう事を私がこの場で言えないということの一つご理解をいただきたいなとこういうように思います。ご理解いただきたいと言いましても、ご理解いただけないことはわかっているんですけど、そういうことでございます。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者

△副管理者（大下順正氏）。

汚染された土壌が、民法第 570 条に規定する隠された瑕疵の範疇ですから、支払を求められると解するべきではないかと。こういったご質問でございます。

繰り返しの答弁となりますが、法に準拠した調査におきましては、安全性が確認されていたものでございまして、今回のより丁寧な調査によりまして環境基準をわずかに超えたものを隠れた瑕疵と解するかどうか。こういったことを含めまして、弁護士と相談のうえ、適切に対処してまいりたいと考えます。

●議長（西野修平氏）

4 番、末永弘之君。

△4 番（末永弘之氏）

これ最後にしますけれども、どうも答弁がね、ただけんです。私が言ようことを、管理者、副管理者、みなさん、理解をしてもろうて対応してもらうべきだと言っておりまして、どうもそこがちょっと違うんですね、言ようことがね。事業がここまで来とるのだから末永と同じようなことを言えれんがなという、そういう意味合いなことを言われた。進んどったって言うべきことは言うべきじゃないかな、どう思いますか？なせることはなんとかって、今度スローガンに掲げられとるで。やっちゃいけんことはやっちゃいけんって、やっぱりなんぼ事業が進んどっても言えばよろしいがな。事業が進んどると、事業を止めるわけにはいきませんと。しかし、おかしいものはおかしいと、これがならぬものはならぬの原点ですがな。ならぬものはならぬでいくべきだと言っておきます。

そこで議長すいません。議案 6 号になるんですか、補正予算が。それから 8 号が契約行為と思えば良いんですね。この 2 つの議案については、討論の中で概ねわかっていただいたと思います。特に工事を延ばすことについては、一定程度はやむを得ない分野があるなという感じはしております。しかし、全体とすれば、全てを行政、市民、住民が責任をか

ぶる形で3億を作りだし工期を延長するのを万歳いうわけにはいきませんから反対します。他の議案には賛成という意見を申し上げて、終わります。

●議長（西野修平氏）

以上で4番、末永弘之君の質問を終わります。次の質問を受けます。

△10番（藤田多喜夫氏）

はい。議長。

●議長（西野修平氏）

はい。10番、藤田多喜夫君、登壇。

△10番（藤田多喜夫氏）〔登壇〕

通告に基づいて質問をいたします。発言通告では、3点記載してありますけども、1番の公害防止協定、正式には環境保全協定というそうですけども、それと2番、平成26年度の当初予算について2点について質問をいたします。

私はこれまで、クリーンセンター建設問題申請書類の不備の点や産廃問題など、鏡野町議会で何回も組合議会の副管理者である山崎町長に質問し答弁を求めてはいましたが、平成25年度より資源循環組合議員となり、昨年11月の本会議で、町民の皆さんの思いを直接、宮地管理者に質問することが出来ました。今回もそういう立場で質問し答弁を求めたいと思います。

まず、議案第5号ですけれども、平成26年度予算について。25款 衛生費に含まれる周辺整備負担金 321万3千円のうち、参考資料にあります鏡野町分として作業道路整備 260万円についての詳細説明を求めたいと思います。次に環境保全協定について質問いたします。昨年11月の本会議でも「共同申請者となるべき地域であったことをふまえて、下原下、下原上の町内会ごとに協定を結ぶべき」と質問しました。その時の事務局の答弁は、本協定は住民の信頼を得るため、環境負荷状況、稼働状況を明らかにする住民の生活環境を保全することを目的とし、周辺町内会と締結する予定で、相手によって内容が異なるものではないという答弁でありました。山崎副管理者も郷地区全体でこの協定を考えているとの答弁でありました。なぜ、郷地区全体で協定を結ぶのか、明確にしてください。クリーンセンターに近いところ、離れているところでは、おのずから施設から受ける影響は違ってくるはずです。今、現地では造成工事が進み、毎日のように発破工事がされているようであります。この下原下地区では振動や発破音等も感じられると聞いております。その発破音についてですね、27日と28日と2回、私も下原下に行って聞いてまいりました。確かにあまり大きな音ではなかったですけども27日には「ズン」というような音と、28日は遠くの方で花火が上がったような「パン、パン」というような音がしましたが、しかし毎日、いくら小さいと言っても、こういう音が気になってストレスを感じる人が、今後出てくるかもしれない。

〔「質問者、もうちょっと言葉をはっきりしてくれないと聞取りが

悪くて堪えんのじゃけど。」と呼ぶ者あり。〕

△10番（藤田多喜夫氏）

はい、わかりました。今後この工事が進み、施設の稼働が始まると今後さまざまな問題が発生する可能性があります。組合は近隣住民への理解・協力を望むのであれば、郷地区、郷区長会を介さずに関係する住民に思いを伝える事が必要であると考えております。こういう現地から隣接している下原下、下原上との協定がなぜ締結できないのかははっきりしてください。宮地管理者には協定の基本的な考え方、また山崎副管理者には、地元町内のことです。町長が決断すれば出来ることだと思っておりますので、答弁をもとめたいと思っております。なお、津山市側はこの協定をどこの町内会とするのかということも、答弁をしてください。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい。宮地管理者。登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

藤田議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、環境保全協定に関わる問題でございまして、環境保全協定は住民の皆様方の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るものでございまして、締結相手によって内容が異なるものではないこと、また、決まった定めがあるものではないことを説明し、現在対象の町内会、あるいはここの代表に協定案を提示をいたしたところでございます。

締結の対象は、行政の慣例をもとに、クリーンセンターに隣接する地域内の町内会、あるいは区とし、津山市側は、領家を含む連合町内会久米支部、中北下を含む大井東支部、鏡野町は下原を含む郷地区としておるところでございまして、締結にあたりましては、地域ごとの協定に応じていただける町内会、あるいは区の連名を考えておるところでございまして、以上でございまして。

●議長（西野修平氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

藤田議員のご質問にお答えをいたします。昨年の11月の定例会で同様のご質問がありました。そこでお答えした通りであります。郷地区全体を対象とする考えに変更はないことを、答弁といたします。

●議長（西野修平氏）

上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

はい。私からは周辺整備負担金のうち、鏡野町分の作業道路整備 260 万円の詳細はとのお尋ねでございまして。

建設地に隣接する鏡野町分の作業道路下原下線開設事業にかかる測量設計並びに文化財調査に要する費用の組合負担分でございます。本事業は、組合がクリーンセンター周辺整備事業として行うものですが、事業実施にあたりましては、財源的に有利な過疎債事業で

対応するため、鏡野町で事業を実施し費用を組合が負担するものでございます。事業内容といたしましては、幅員3m、総延長1.6kmを平成26年から30年までで整備するもので、総事業費といたしまして3億3,700万円を見込んでおります。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

10番。藤田多喜夫君。

△10番（藤田多喜夫氏）

再質問をさせていただきますが、周辺整備事業の3億3,700万円という答弁がありました。この財源内訳、特に組合がいくら負担をするのかということについて再度答弁をしてください。

それから環境保全協定についてであります。先日行った、にしはりまクリーンセンターですけれども、この施設は排水の流れる地区、また、車の搬入道路のある地区等3つの集落と個別に環境保全協定を結んでいるとのことでありました。こういった先進地の視察を生かしてですね、それを参考にして、良い、先程言いました工事中もいろんな影響を受けている地域ですので、ぜひやってほしいと思います。

副管理者の山崎町長に、再度お尋ねいたしますけれども、郷地区全体というのは、さきの本会議でもそうでした。どうして郷地区全体で結ぶのかということ聞いております。もしあなたが、下原地区の住民だったら、そういう答弁で納得すると思っておられるのか。その点も併せて答弁して下さい。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

はい。藤田議員の課題ごとに個別に協定を結べないか、こういうご質問でございますが、施設建設地である領家、隣接する中北下、下原につきましては、対象地区内の他地区と特段に異なる課題がある場合につきましては、課題ごとの協定として取り扱うことになる、このように思っております。以上です。

●議長（西野修平氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

藤田議員の再質問にお答えをいたします。あまりにも雑ぱくで具体的な答弁になってないということでありました。再質問の内容の中に、先進地に視察に行った事案が紹介されました。ただ、今の宮地管理者の答弁の中でもありましたように、課題ごとの協定というのは考えていけないといけませんけれども、今質問がありました、排水の流れる地区、あるいは車の搬入道路がある地区、それは鏡野の郷地区には該当する所はありませんので、そういうことで答弁いたします。

●議長（西野修平氏）

甲田事務局次長。

△事務局（甲田事務局次長）

はい。それでは作業道下原下線開設事業費3億3,700万円の財源内訳についてのお尋ねでしたが、過疎債充当率を80%と見込みまして、過疎債が2億6,960万円、組合負担が6,740万円になります。過疎債につきましては、70%が交付税措置されますので、残りの30%につきまして、更に組合負担ということでございます。

△10番（藤田多喜夫氏）

はい。議長。

●議長（西野修平氏）

10番。藤田君。

△10番（藤田多喜夫氏）

この環境保全協定についてでありますけれども、住民の皆さんの願いに合うような答弁はなかなかしてもらえないというのが率直な意見でありますけれども、今、造成工事が進んでおります。さっき紹介しましたように、発破との騒音もするというようなことで、隣接をしている下原下・下原上のことについては、ずっと以前から末永議員が最初の申請書類を提出する時点で2つの町内会は当然申請者になるべき地域だったというような経過があるということを含めて今回個別に協定をとということで、申し上げているところです。

先程答弁があった、特段に行われる課題がある場合は課題ごとに協定として考えたいということでもありますけれども、現時点で、特段に異なる課題というのは、どういうことを想定されてるのか答弁をしてください。

●議長（西野修平氏）

はい。甲田事務局次長。

△事務局（甲田事務局次長）

対象地区内の他地区との特段に異なる課題は何かと。何を想定しているかというご質問だと思いますが、環境保全協定につきましては、昨年の12月19日に建設地周辺の町内会長、区長さんの出席をいただきまして第2回目になります検討会議を行っております。その際、組合から基本的な責務でありますとか、それから規制基準等の順守、これらを規程いたしました協定案をお示しをいたしまして、現在意見を求めているところでございます。

現在のところ、組合が他地区と特段に異なる課題というものは想定はしておりませんが、ご意見をいただきましたものについて協議をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

10番。藤田君。

△10番（藤田多喜夫氏）

最後に聞きますけれども、宮地管理者にお尋ねをいたしますけれども、このクリーンセンターの問題につきましては、先程も討論がありましたように、いろんな問題がある。宮地管理者になって検証して、一定明らかになった分もあるということですが、大きな

いくつかの問題を残したまま、現在造成工事が進んでいる、ということでありますけれども、ここで宮地管理者につきましては、任期満了ということで、今回が最後の組合議会になるかと思っておりますけれども、最後になってですね、住民の会の皆さんに何か意見がもしあるようでしたら、ここで是非そういう意見をちょうだいしたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（西野修平氏）

はい。宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

今のご質問でございます。実は私は先程も色んなお話が出ておりましたように、このごみ処理センターの進め方について大きな疑問を持っておりました。確かにこうした問題があったがためにですね、私自身このままじゃ駄目だと、こういう思いの中で、今の立場でやらせていただいたと、こういうことでございます。その中におきまして、反対をされている皆様方とのいろいろなお話もさせていただきましたけれども、非常にこの私の気持ちの中でもね、大変大きな引っかけりがあるまま、この事業が進んでおることについては、本当に事実でございます。したがって、どう言いますかね、こういう形で任期満了を迎えるわけでございますけれども、本当に申し訳なく思っておることのみをね、私の気持ちとしてお伝えをさせていただくと、こういうことでございます。また、これからも体力、気力、充実しておりますので、一杯頑張ってみよう、というふうに考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

●議長（西野修平氏）

よろしいですか。以上で通告による質問、質疑は終わりました。討論については、通告がございません。

これより採決に入りたいと思っておりますが、ただいま上程いたしております日程第3の案件については、それぞれ分割をして採決をいたします。まず、議案第5号について採決をいたします。お諮りをいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 13名)

●議長（西野修平氏）

全員起立と認めます。よって議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第6号について採決をいたします。お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 11名、反対 2名)

●議長（西野修平氏）

起立多数と認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第7号について採決をいたします。お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 13 名)

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第 7 号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第 8 号について採決をいたします。お諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 11 名、反対 2 名)

●議長（西野修平氏）

起立多数と認めます。よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決することに決しました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶があります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席をいただきまして、ただ今は提案した議案につきましてご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。議員の皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほど、心よりお願い申し上げまして、ご挨拶といたしたいと思っております。本日は、大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

●議長（西野修平氏）

これもちまして、平成 26 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会といたします。本日は大変ご苦勞様でございました。

午後 0 時 4 分 閉会

地方自治法 1 2 3 条 2 項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成 2 6 年 1 月 2 9 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合 議長 西野修平

津山圏域資源循環施設組合 議員 末永弘之

津山圏域資源循環施設組合 議員 國政敏明

平成 26 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 26 年 1 月 29 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答 弁 者
議案質疑	1	末 永 弘 之	①案 6 及び 8 号と事業の遅れと対策 ②議案 5 号と事業推進のあり方 ③周辺整備と環境保全作り	管理者 副管理者 事務局長 他
議案質疑	2	藤 田 多喜夫	①公害防止協定について ②H26 年度議案 5 号予算 ③H25 年度議案 6 号補正予算	管理者 副管理者